

令和3年度 第18回庁議要旨

日時：令和3年12月23日（木）

午前9時～午前10時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 土地取得特別会計の一般会計への移行並びに石巻市道路用地取得基金及び石巻市震災復興土地基金の整理統合について（財務部・復興事業部・建設部）

土地取得特別会計は、公共用地の先行取得事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置した特別会計であり、これまで石巻市土地開発公社の解散に係る「総合運動公園第二工区用地」買戻しに伴う地方債借入元利償還金の予算執行及び「石巻市震災復興土地基金」の運用を行ってきた。

当該地方債借入れに係る元利金の償還が本年9月に完了したほか、今後、公共事業用地を先行取得するに当たり、一般会計と区分し、特別会計で経理する必要性は認められないことから、土地取得特別会計を廃止するもの。

また、公共用地先行取得のための基金として、道路用地に対しては、「石巻市道路用地取得基金」、東日本大震災に係る復興事業に対しては、「石巻市震災復興土地基金」を活用し対応してきたが、震災復興基本計画期間の終了に伴い、今後、「石巻市震災復興土地基金」を活用した大規模な事業用地の先行取得は見込まれていないほか、一部買戻し未完了の土地があるものの、定額運用している基金の活用がなされていない現状もあり、同基金の設置目的は達成されたものと考えられることから、類似目的の基金を整理統合するもの。

土地取得特別会計を廃止し、一般会計へ移行するとともに、公共用地の先行取得に係る類似目的の基金を整理統合することにより、事務の効率化と基金の適正運用を図るもの。

(1) 主な内容

① 土地取得特別会計の廃止

土地取得特別会計を廃止し、一般会計へ移行する。

② 石巻市道路用地取得基金及び石巻市震災復興土地基金の整理統合

類似目的の「石巻市道路用地取得基金」及び「石巻市震災復興土地基金」を廃止し、新たに「石巻市土地取得基金」を設置する。

ア 基金の名称 石巻市土地取得基金

イ 設置目的 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図る。

ウ 基金の額 4億円とする。

ただし、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立、または基金を処分することができ、その場合、基金の額は、積立額、処分額相当額が増減するものとする。

エ 繰替運用 財政上必要がある場合は、繰替運用を可能とする。

オ 運用益金の整理 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

カ 施行期日 令和4年4月1日

- キ 経過措置
- a) 廃止前の条例により積み立てられた現金等は、新条例により積み立てられたものとみなす。
 - b) 廃止前の条例によりなされた処分、手続き等は、なお廃止前の条例の例による。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会へ、石巻市特別会計条例の一部改正及び石巻市土地取得基金条例の制定について提案（令和4年4月1日施行予定）

2 石巻市公共施設等整備基金の運用について（財務部）

震災復興基本計画期間において、復旧・復興事業により、各種公共施設等整備が推進され、今後、これらに要する維持管理経費や修繕費など、将来的な財政負担の増加が見込まれるほか、既存の公共施設等についても、老朽化への対応や耐震化など、施設の長寿命化を見据え、中長期的な視点で財源確保に努めていかなければならない。

このような状況を踏まえ、将来の財政負担に的確に対応するための基金として、平成26年4月1日、石巻市公共施設等整備基金を設置したところである。

震災復興基本計画期間の終了に伴い、復興財源による各種財源措置が見込めなくなることから、今後、同基金の活用が本格化することを見据え、その取扱い等について、「石巻市公共施設等整備基金運用要綱」を制定し、基金の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市公共施設等整備基金運用要綱の主な内容

① 基金の処分

石巻市総合計画実施計画に掲載された公共施設等の整備に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

② 財源確保

基金の処分を行う場合は、国庫支出金、県支出金等の財源確保に努めなければならない

③ 対象経費

基金の処分を行う場合の対象経費は、公共施設等の用地造成費、建設費、大規模修繕費等とする。

④ 基金の積立て

基金の積立ては、公共施設等の整備に係る事業の規模や財源充当の妥当性、実施期間等を考慮するとともに、財政状況を勘案し、必要な額を積み立てるものとする。

(2) 今後の予定

令和4年1月1日 石巻市公共施設等整備基金運用要綱の制定

3 石巻市被災市街地復興土地地区画整理事業清算金基金の廃止について（復興事業部）

土地地区画整理法において、仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法により徴収又は交付することができるとされており、中央一丁目地区及び湊西地区の被災市街地復興土地地区画整理事業において、平成26年度より石巻市被災市街地復興土地地区画整理事業清算金基金を設置し、

徴収した仮清算金を積み立て、事業中の仮清算交付金や、換地処分後の清算交付金の財源の一部に充当していた。

石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金を財源とする清算金徴収交付事務が完了し、設置の目的が達成されることから、同基金を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金条例を廃止する。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市被災市街地復興土地区画整理事業清算金基金条例の廃止について提案
定期預金満期利子分を一般会計に繰入

4 新市街地における被災市街地復興土地区画整理事業の完了に伴う条例の廃止について(復興事業部)

東日本大震災による津波で被災した市民の住居の内陸部への移転先として、被災市街地復興土地区画整理事業を活用した新市街地を形成するため、市が施行する土地区画整理事業に必要な事項について条例を制定し、事業を行ってきた。

新市街地全地区の被災市街地復興土地区画整理事業完了により目的が達成されたため、関係条例を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する。

(2) 今後の予定

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について提案(公布の日から施行)
同条例施行規則廃止

5 石巻市名振地区コミュニティセンターの無償譲渡及び廃止について(雄勝総合支所・復興政策部)

地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な地域づくりを推進することを目的として設置している当該施設は、主に名振地区住民の集会所施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する地縁団体の名振新生会が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

今般、行財政改革推進プラン2025等に基づき無償譲渡及び廃止について地元と協議した結果、合意に達した。

当該施設を地元地縁団体へ無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成と地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

【施設概要】

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 名称 | 石巻市名振地区コミュニティセンター |
| 2 所在地 | 石巻市雄勝町名振字東45番地1 |
| 3 設置年月 | 平成12年2月 |
| 4 施設規模 | 鉄骨造・平屋建て 延べ床面積：371.40㎡ |
| 5 廃止後の予定 | 地元地縁団体へ無償譲渡（土地は無償貸付） |
| 6 譲渡先 | 名振新生会 |

(2) 今後の予定

- 令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市コミュニティセンター条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）
- 3月 譲渡対象の施設及び敷地を普通財産として所管換え
市有財産譲渡契約の締結
- 4月 地元地縁団体へ無償譲渡

6 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る手続き等を定めることについて（生活環境部）

地球温暖化に対する意識の高まりや国の施策により、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ設備」という。）の設置が全国的に増加している。一方で、再エネ設備の設置に起因する災害の発生への恐れや住民とのトラブル等が課題となっている。

本市においても、再エネ設備の設置が増加しており、国や県がガイドラインを示しているものの、設置に関する責務や規制がなかったことから、住民の生活環境や自然環境への影響、及び災害の誘発等が懸念されている。

再エネ設備の設置に係る事項を定めることにより、本市の豊かな自然環境及び良好な生活環境と再エネ設備との調和を図るもの。

(1) 主な内容

- 「石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の制定

【適用事業等】

太陽光・風力・バイオマス等を利用する再生可能エネルギー発電事業で、発電出力が10キロワット以上

※太陽光発電事業で次に掲げる事業は除く

- ① 建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業
- ② 個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う発電出力50キロワット未満の事業

【主な内容】

- ① 事業の抑制を求める「抑制区域」を規定
 - ア 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
 - イ 特色ある景観として良好な状態が保たれている区域
 - ウ 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
 - エ 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域

オ その他市長が必要と認める区域

- ② 事業着手前の住民説明会の開催と市との協議を義務化
- ③ 事業終了後の発電設備の撤去、原状回復を義務化
- ④ 市長への報告又は資料の提出、市職員の立入調査権限を規定
- ⑤ 市長による助言・指導・勧告及び公表の権限を規定

(2) 今後の予定

令和3年12月 パブリックコメントの実施

～令和4年1月

2月 市議会第1回定例会に石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）

4月 同条例施行規則の制定及び施行

市ホームページ・市報にて周知

[報告事項]

1 令和3年度市民意識調査の集計結果報告書について（総務部）

本調査は、広聴事業として実施しており、市の施策の特定事項について市民の関心、意向、要望等を調査し、市民の意見を市政に反映させるもの。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

- ① 調査対象者数：2,700人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）
- ② 調査期間：令和3年7月9日（金）～7月30日（金）
- ③ 調査項目：ア 本市の市政への関心度について
イ 東日本大震災に伴う復旧・復興事業について
ウ SDGs（持続可能な開発目標）について
エ 石巻市での居住について
オ 地域の自治会（町内会）活動への参加状況について
カ 男女共同参画について
キ 石巻市の環境について
ク 人生の最終段階における医療や介護について
ケ 地域福祉について
コ 子どもの居場所づくり（子育て施策）について
サ 運動・スポーツについて
シ デジタル社会に関することについて
- ④ 回収結果：（回収件数）1,158件、（回収率）42.9%
- ⑤ 調査結果：別添「令和3年度石巻市市民意識調査 集計結果報告書」のとおり

(2) 今後の予定

令和3年12月 集計結果報告書を石巻市議会、石巻記者クラブ、国会図書館等へ送付するほか、情報公開コーナーに設置し、ホームページに掲載する。

2 職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇の新設・有給化等について（総務部）

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、育児の事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

このような状況から、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、本年8月10日、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行ったほか、人事院規則の改正等による休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとし、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うこととしている。

本市においても、国家公務員に準じた休暇の新設、有給化、取得要件の緩和等を行い、市職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援する。

(1) 主な内容

① 休暇の新設・有給化

ア 不妊治療のための休暇【新設】

対象者	常勤職員・会計年度任用職員※
事由	不妊治療を受けるとき
期間	5日以内／年度 (体外受精や顕微授精等の頻繁な通院が必要とされる治療を受ける場合は、さらに5日)
給与	有給

※ 対象とする会計年度任用職員については、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものとする（以下イ・ウにおいて同じ。）。

イ 配偶者出産休暇【新設】

対象者	会計年度任用職員
事由	職員の妻（事実婚を含む。）が出産する場合
期間	2日以内／出産予定日の14日前から出産日以後14日までの間
給与	有給

ウ 育児参加のための休暇【新設】

対象者	会計年度任用職員
事由	出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するとき
期間	5日以内／当該期間内職員の妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間
給与	有給

エ 産前休暇・産後休暇の有給化

対象者	会計年度任用職員
事由	a 産前休暇 女性の会計年度任用職員が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産を予定している場合 b 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
期間	a 出産の日までの申し出た期間 b 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

給 与	有給（現行では無給）
-----	------------

- ② 休暇・休業等の取得要件緩和（対象者：会計年度任用職員）
 - ア 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
 - イ 部分休業・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
 - ウ 子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6か月以上の継続勤務の要件を緩和
- ③ 改正が必要となる例規
 - ア 石巻市職員の育児休業等に関する条例
 - イ 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則
 - ウ 石巻市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(2) 今後の予定

- ① 休暇の新設・有給化関係
 - 令和3年12月 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正（施行予定年月日：令和4年1月1日）
- ② 休暇・休業等の取得要件緩和関係
 - 令和4年 2月 市議会第1回定例会に石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日）
 - 3月 石巻市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正（施行予定年月日：令和4年4月1日）

3 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施について（福祉部）

令和3年11月、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等を盛り込んだ令和3年度補正予算案が閣議決定され、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付することが示された。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等への生活支援を図る。

(1) 主な内容

- ① 支給対象者
 - ア 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯（生活保護世帯を含む）
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
 - イ 家計急変世帯
ア以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員の令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（直近の収入減少により、市民税（均等割）が非課税相当と見なされる世帯）
- ② 想定対象世帯数
 - ア 19,000世帯
 - イ 4,000世帯 合計 23,000世帯
- ③ 支給金額及び方法
1世帯当たり100,000円を原則、口座振込により給付。

(2) 今後の予定

令和3年12月 実施要綱制定
令和4年 1月 コールセンター設置
確認書等発送
市報等による周知
2月 振込開始

4 住民税非課税世帯等への灯油購入費等給付金事業の実施について（福祉部）

新型コロナウイルス感染症の影響により今後の経済動向が不透明な中、原油生産国における減産体制の影響を受けて燃油価格が高騰しており、本格的な寒さを迎える中、灯油価格等の高騰は、経済的に厳しい状況におかれている生活困窮者の生活に影響を与えている。

燃油高騰により、経済的に厳しい状況におかれている住民税非課税世帯等に対し、灯油購入費を支援し、生活支援を図る。

(1) 主な内容

① 支給対象者

ア 基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯（生活保護世帯を含む）

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

イ 家計急変世帯

ア以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員の令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（直近の収入減少により、市民税（均等割）が非課税相当と見なされる世帯）

※ア、イともに、住民税非課税世帯等臨時特別給付金と同一の対象者。

② 想定対象世帯数

ア 19,000世帯

イ 4,000世帯 合計 23,000世帯

③ 支給金額及び方法

1世帯当たり5,000円を原則、口座振込により給付。

(2) 今後の予定

令和3年12月 実施要綱制定
令和4年 1月 コールセンター設置
確認書等発送
市報等による周知
2月 振込開始

5 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長及び支給対象の拡充等について（福祉部）

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保

護の受給につなげるため、令和3年7月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給している。

令和3年11月、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等を盛り込んだ令和3年度補正予算案が閣議決定されたことに伴い、自立支援金の支給に係る申請期限の延長及び支給対象の拡充等について通知がなされた。

自立支援金の申請期限の延長及び支給対象の拡充等により、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の自立を図る。

(1) 主な内容

【対象者】

都道府県社会福祉協議会で実施している緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たすもの。

- ・総合支援資金の再貸付を終了した世帯や、令和4年3月31日までに終了する世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・(令和4年1月以降)緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了した世帯や、令和4年3月31日までに終了する世帯

【収入・資産要件】

- ・申請する月の世帯収入が下記の収入基準額以下であること。
- ・申請する月の世帯の資産額（預貯金・現金）が下記の資産基準額以下であること。

	収入基準額	資産基準額
単身世帯	126,000円	480,000円
2人世帯	168,000円	714,000円
3人世帯	197,000円	864,000円
4人世帯	225,000円	1,000,000円

【求職活動等要件】

- ・公共職業安定所、または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ・月2回以上職業相談等を受け、原則週1回以上、求人先に応募を行うまたは求人先の面接を受けること。
- ・月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合は、生活保護の申請を行うこと。

【支給額（月額）】

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

【支給期間・申請期限】

申請月から3か月

初回支給が終了した方に対し、最大3か月間の再支給を可能とする。

令和3年11月末までとっていた申請期限を令和4年3月31日まで延長する。

※下線部は今回の改正内容を示す。

(2) 今後の予定

宮城県社会福祉協議会から支給要件該当者の提供を受け、郵送により通知する。

6 住居確保給付金支給事業の特例措置について（福祉部）

生活保護に至る前段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方やそのおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当分を支給する住居確保給付金の支給を実施している。

令和3年11月、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等を盛り込んだ令和3年度補正予算案が閣議決定されたことに伴い、住居確保給付金の支給に係る特例が示され、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令が公布された。

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の住居の安定確保を図る。

(1) 主な内容

【対象者】

以下の①から⑤をすべて満たす者

- ①申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること
- ②社会情勢の変動等により減収や休業し、離職や廃業と同程度の状況であること。
(新型コロナウイルスの影響を含む)
- ③申請する月の世帯収入が下記の収入基準額以下であること
- ④申請日の世帯の資産額（現金・預貯金）が下記の資産基準額以下であること

	収入基準額	資産基準額
単身世帯	80,000円+家賃額	480,000円
2人世帯	119,000円+家賃額	714,000円
3人世帯	144,000円+家賃額	864,000円
4人世帯	169,000円+家賃額	1,000,000円

- ⑤誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

「離職や廃業者」

ハローワークに求職申込みをし、以下の求職活動を行う。

- ・月1回以上、自立支援相談機関の面接を受ける
- ・公共職業安定所、または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口に求職の申込みをし、月2回以上職業相談等を受ける
- ・原則週1回以上、求人先へ応募または面接を受ける

※求人誌やインターネットなど、ハローワーク以外での応募も可

「減収や休業者」

- ・月1回以上、自立支援相談機関の面接を受ける
- ・自立相談支援機関が作成するプランに沿った活動を行う

【支給額（月額）】

入居する賃貸住宅の実家賃額

※世帯収入や支給上限額により、一部支給となる場合がある。

【支給期間・申請期限】

原則3か月間。要件を満たす場合は申請により最大9か月まで延長が可能。

令和3年11月末までとしていた再支給の申請期限を令和4年3月31日まで延長する。

令和3年11月末までとしていた職業訓練受講給付金との併給を令和4年3月31日まで

継続する。

※下線部は今回の改正内容を示す。

(2) 今後の予定

全国自治体で同一の内容で実施

7 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（追加給付分）の実施について（福祉部）

令和3年11月、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策等を盛り込んだ令和3年度補正予算案が閣議決定され、18歳以下の子を養育している子育て世帯に対し、年内にプッシュ型で現金5万円の給付と、来年春にクーポン・バウチャー方式で5万円相当の給付による計10万円相当の給付金を支給することが示された。

本市では、先行給付分5万円を年内支給に向け準備していたが、今般、国から、クーポン・バウチャー方式ではなく、「現金給付及び先行給付金と一括給付」について可能とする通知があった。

先行給付金と併せて一括で現金10万円を給付し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯等への生活支援を図る。

(1) 主な内容

子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

① 支給対象者

基準日：令和3年9月30日

ア 令和3年9月分の児童手当の支給を受けている者（申請不要）

※公務員については、所属官公庁からの証明書添付の上、居住市区町村に申請が必要。

イ 基準日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた子を養育している者

ウ 基準日の翌日から令和4年4月1日までに出生した児童を養育している者（申請不要）

※国の支給要件は令和4年3月31日までに出生した児童となっているが、教育機関等で同学年となる4月1日生まれの児童についても対象とする。（本市独自支援）

② 支給見込世帯数 12,000世帯（児童19,300人）

[内訳] ア 児童手当受給 15,290人

イ 高校生等 3,650人

ウ 出生児童 360人

③ 給付金額 児童一人当たり一律10万円（先行給付分と合わせ一括給付）

④ 給付時期

支給対象者のうち

上記①のア児童手当受給者（申請不要）：令和3年12月23日支給予定

上記①のアのうち公務員及びイ高校生等：申請により令和3年12月23日から順次支給予定

上記①のウ出生者（申請不要）：令和3年12月23日から順次支給予定

(2) 今後の予定

令和3年12月 市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。

8 燃油高騰対策事業（園芸農家対象分）の実施について（産業部）

新型コロナウイルス感染症の影響により今後の経済動向が不透明な中、原油生産国における減産体制の影響を受けて燃油価格が高騰しており、園芸農家の経営を圧迫している。

燃油高騰により、経営状況が厳しくなっている園芸農家に対し、燃油購入費の一部を助成し、営農継続を支援する。

(1) 主な内容

支援内容：園芸農家における燃油購入費の一部補助（A重油、灯油、プロパンガスを対象とする）

対象期間：令和3年12月から令和4年2月までの3か月間

補助額：A重油、灯油 1ℓ 当たり 3円

プロパンガス 1m³当たり 3円

※JAいしのまきで、JAと生産者が1対1で拠出した基金を造成し、燃油高騰時にその差額を補填するための独自セーフティネット事業を実施しており、その基金造成額は、1ℓ 当たり6円（JA3円、生産者3円）となっていることから、生産者の基金造成額と同額である1ℓ 当たり3円を交付単価とする。

使用量見込	A重油	2, 119, 560ℓ
	灯油	89, 716ℓ
	プロパンガス	383, 754m ³
	合計	2, 593, 030ℓ、m ³

(2) 今後の予定

令和3年12月 要綱の制定

令和4年 1月 交付申請受付・交付決定

2月 実績報告

3月 助成金交付

9 燃油高騰対策事業（漁業者対象分）の実施について（産業部）

新型コロナウイルス感染症の影響により今後の経済動向が不透明な中、原油生産国における減産体制の影響を受けて燃油価格が高騰しており、漁業者の経営を圧迫している。

燃油高騰により、経営状況が厳しくなっている漁業者に対し、燃油購入費の一部を助成し、操業継続を支援する。

(1) 主な内容

支援内容：漁船の燃料費の一部補助（A重油、軽油、ガソリンを対象とする）

対象期間：令和3年12月から令和4年2月までの3か月間

補助額：給油1ℓにつき30円

上限額： 5t未満の漁船 30, 000円

5～10t未満の漁船 50, 000円

10～20t未満の漁船 150, 000円

20t以上の漁船 300, 000円

※補助額は、令和3年11月末と令和2年11月末の燃油価格を比較し、影響額を考慮して設定

する。

※上限額は、各トン数における船舶の1隻あたりが影響を受ける額と予算額を考慮して設定する。

(2) 今後の予定

令和3年12月 要綱の制定

令和4年 1月 交付申請受付・交付決定

3月 実績報告

助成金交付

【その他】

- ・令和4年第1回定例会会期日程について（総務部）
- ・令和3年の庁議終了について（市長）

以上